

# 真言宗智山派宗務総長選挙制度改革 についての考察

—和合宗団における立憲主義と民主主義の一断面—

関 義 央

## I はじめに

2014（平成26）年10月、宗教法人としての真言宗智山派（以下「本宗」という）の自治規範であり根本規範である宗教法人「真言宗智山派」規則（以下「本宗規則」という）及び宗団内の選挙制度について規定した真言宗智山派選挙規程（以下「選挙規程」という）が改正され、本宗宗務総長選挙の有権者が教区代表（教区長）から本宗寺院住職、教会主管者、そして長老に拡大された。これは後述する通り、伝統仏教教団としては初めてのことであった。

今回の制度改革に関しては、その是非や選挙運動における立会演説会の実現可能性など論点は多岐にわたるが、本稿では今回の改正について、組織の中の一機関の変化による他機関への影響や相互関連性という視点から考えてみたい。ここでいう変化した機関とは宗務総長または内局であり、影響を受けられるのは、主に、教区代表会であり、管長、さらには各教区、本宗寺院住職などが考えられる。そして、具体的な手法としては、「立憲主義<sup>(1)</sup>」と「民主主義<sup>(2)</sup>」という二つの概念をキーワードに、各国—とはいっても欧米主要国のみであるが—で採用されている統治機構と比較することで検討を加えたい。このような検討をするのは既に指摘されているように、近代以降わが国の伝統仏教教団の組織

は近代立憲主義国家の政治機構に酷似していること<sup>(3)</sup>、さらに、1889（明治22）年わが国初の近代憲法である大日本帝国憲法が公布され、翌年第1回帝国議会が開催されるよりも前の1881（明治14）年、いわゆる西本願寺（現在の浄土真宗本願寺派）が寺法を制定した際、わが国の伝統仏教教団で初めて集会（宗会）制度を導入し、「立憲主義」という観点からもその先行性が大きく評価されていることからわかる通り、国と仏教教団とは近代以降相互に影響しあいながら今日に至っているとされることから、「民主主義」の具現化である選挙制度も含め国の統治機構を比較対象にすることは、宗教団体の組織についての考察に有益であると思われるためである<sup>(4)</sup>。

以下、今回の宗務総長選挙制度の改正の経緯や要点を紹介した上で（Ⅱ）、上記の視点から今回の選挙制度改正の意義や宗務総長（内局）と他の機関、特に教区代表会との今後の関係性について考えてみたい（Ⅲ）。

## Ⅱ 新しい宗務総長選挙制度の要点

### 1 改正の経緯

選挙規程では選挙により選定する役職を①管長、②集議及び菩提院結衆、③宗務総長、そして④教区長と規定している（1条）。そのうち、③宗務総長選挙では候補者に選挙公報の作成及びその選挙権を有する教区長（教区代表）への送付を義務付けていたものの、候補者及び推薦人は選挙公報以外に文書その他の方法で選挙運動をすることは禁止されていた（選挙規程旧41条）。

しかし、2012（平成24）年2月、113次定期教区代表会において実施された宗務総長選挙の際、各教区代表から「候補者の顔と名前が一致しない」、「施政方針を直接聞きたい」等々の意見が出され、全教区代表及び候補者（2名）の了解をとり、選挙規程の範囲内という制限つきではあったが、急遽立会演説会が実施された<sup>(5)</sup>。

その際、投票直前に実施された当該代表会の一般質問において、三富良晴教区代表（新潟第一）から投票方法をはじめとする選挙制度全体の

見直しのため、特別委員会設置の提案がなされた<sup>(6)</sup>。

これに対し、岡部快圓宗務総長（当時）は、「今般、教区代表の皆様方のお話で、このように一步踏み込んだ形になるわけですが、現在の選挙のあり方でいいのかということは、実は私も疑問に思っておりました。このように今般宗務総長選挙の話が出ましたので、私自身としては、もっと踏み込んで、例えば教区代表の選挙でいいのか、それとも一宗公選にすべきなのか、その辺まで、この際、検討したらどうかと思うわけでございます。（略）一度深く検討して、そしてうちの宗派の規模、あり方では、どれがいいのかということを抜本的に検証してみる必要があるのではないかというふうに思うわけでございます<sup>(7)</sup>。」と述べ、宗務総長選挙制度の見直しについて言及した。

その後、新たに就任した小宮一雄宗務総長（当時）は、就任挨拶で「選挙規程の検討、教区代表一票の格差是正等課題が山積しておりますが、解決に向けてじっくりと取り組んでいきたいと思っております<sup>(8)</sup>。」と述べ、選挙規程の検討に意欲を見せた。そこで、これらの発言を受け、小宮内局初の代表会となった2012年10月の114次定期教区代表会において、選挙規程見直しのための方向性を見出すための「教区代表懇談会」が開催され、各教区代表の意見聴取がされた<sup>(9)</sup>。そして、続く115次定期教区代表会（2013年2月）において、教区代表会内に、教区代表会正副議長、教区代表会運営、総務両委員会の正副委員長、そして各地区ブロックの代表一名ずつ、計13名からなる「選挙制度に関する特別委員会」（以下「特別委員会」という）の設置が発議され、全会一致で可決・承認された<sup>(10)</sup>。

特別委員会は設置直後から通算8回にわたり開催され、各規定について検討を行った。その間、118次定期教区代表会（2014年2月）における教区代表懇談会では、中間報告をもとに意見交換がなされた。さらに、同年6月及び8月には本宗制度調査会での審議を経て、最終案が同年10月、119次定期教区代表会にて発議された<sup>(11)</sup>。

## 2 特別委員会の審議結果と改正案

特別委員会の審議の結果、選挙活動に関し、⑦立会演説会については、特別委員会設置の経緯から明文化し、選挙規程に規定することが提案された。具体的には各ブロック等に立候補者が出向し、演説できる機会を設けるほか、演説のもとになる選挙公報についても細則を定めるとされた。そして、④宗務総長選挙については、選挙権を本宗寺院住職・教会主管者・長老に付与し、管長選挙と同じく「一宗公選」を規定するとした。その積極的理由として、i 宗内選挙に関する一票の格差は、最低5人で1票の教区と最高82人で1票の教区があり、16.4倍（平成25年9月30日現在）に広がっていることから宗内選挙人の権利が平等であるとはいいたいこと、ii 一宗公選にすることで宗団活性化と意識高揚につながる事が挙げられている<sup>(12)</sup>。

ただ、このような肯定的意見の一方で、問題となったのはこれまで選挙権を有していた教区代表（教区長）の新制度上の位置づけであった。そこで、特別委員会は⑨教区代表を選挙実施に関わる重要な機関として位置づけることによるこの問題の解決を提言する。すなわち、教区代表会議長の宗務総長選挙選挙長就任、立候補は教区代表5人以上の推薦によること、そして立候補者が4人以上の場合は事前に教区代表会にて3名以内に候補者を絞る選挙を行うこと等、選挙自体や候補者について教区代表に担保させることを提案した<sup>(13)</sup>。

もっとも、上記④の施策が実現しても教区代表会に提出される議案に対する議決権の格差は変わらない。しかし、iii 今回の改正が議決権格差の問題の解決という次期ステップへの意識づけになる可能性があることも新制度提案の理由とされた<sup>(14)</sup>。

一方、⑤管長選挙及び⑥教区長選挙は検討自体なされなかった。⑤については、本宗住職らが現行の一宗公選で現実にいただいている管長猥下に対し、その制度の是非を検討することはあまりにも失礼にあたるからであり<sup>(15)</sup>、⑥については、各教区の教区規則で規定されており、教区代表会での審議は越権行為にあたるからである<sup>(16)</sup>。

以上の改正案は形式上、①本宗規則の一部変更案、及び②選挙規程の一部改正案として発議された。①には上記④が規定され、②には上記⑦ないし⑨が盛り込まれたほか、投票・開票方法が管長選挙を参考に規定された。

### 3 教区代表懇談会及び教区代表会における審議

前述の通り、119次定期教区代表会にて発議された上記①②の議案は本会議に上程されたが、本会議での同一人の質疑は2回に制限される（教区代表会運営規程45条1項）ことから、その制限を避けるためにまず教区代表懇談会で審議された<sup>(17)</sup>。

懇親会での議論は、大きく分けて、イ宗務総長選挙制度改正の是非、ロ被選挙権の問題（前記⑨の立候補における教区代表5人以上の推薦及び立候補者が4人以上の場合の教区代表会での投票による候補者絞りこみの是非）、ハ立会演説会（実施を強制するか任意にするかも含めた実現可能性）、ニ一票の格差の解消、ホ施行日、そしてヘ特別委員会の性格付けや議事手続き上の問題など多岐にわたる<sup>(18)</sup>。

引き続き再開された本会議では、上記ホに関連して、上記②議案の附則に規定された施行日を①議案に合わせ、「変更された本宗規則が文部科学大臣の認証を受けた日」に修正した<sup>(19)</sup>上で、討論・採決を行い、出席代表56人（定数60人）中、賛成33人、反対20人をもって両案とも可決された<sup>(20)</sup>。

### 4 その後の選挙規程改正と新制度初の宗務総長選挙

変更された本宗規則は2015（平成27）年6月3日付で文部科学大臣の認証を受け施行された<sup>(21)</sup>が、候補者決定の告示より前に投票用紙や選挙公報を送付しなければならなくなる等選挙規程に整合性の取れない箇所が見受けられた。そこで、同年10月の121次定期教区代表会にてそれらの齟齬等を解消するための選挙規程改正案が提出された<sup>(22)</sup>。また、立会演説会に関連し、現行宗制では各教区が属する地区（ブロック）につい

ての根拠規定が存在しなかったので、地区の区分けを規定した本宗宗務規程改正案も提出された<sup>(23)</sup>。

各改正案は総務委員会での審議の後、原案通り可決され、同日施行された<sup>(24)</sup>。

以上のような経過の後、同年12月新制度に基づく初めての宗務総長選挙が実施されたが、候補者は前総務部長の芙蓉良英師のみであり、立会演説会・投開票は行われずに同師の当選が決まった<sup>(25)</sup>。

### Ⅲ 宗団内の立憲制・民主制と一味和合

#### 1 宗教法人法上の宗務総長の位置づけ

本宗規則では、宗教法人としての本宗の代表役員は、宗務総長の職にある者をもって充てるとされている（6条1項）。そもそも、宗教法人法は代表役員の選定について、①責任役員の互選、または②規則の別段の定めのとどちらかによると規定しており（18条2項）、ほかの非営利法人に比してその自主性を重視している<sup>(26)</sup>。

今回の改正以前の本宗規則では、宗務総長は寺院住職・教会主管者のうちから教区代表が選挙したものに付き、管長が任命すると規定されており（本宗規則旧17条1項）、各教区において所属教師による選挙で選出された（選挙規程49条本文）教区長が、各一票ずつ選挙権を行使して宗務総長を選出、管長が選出された者を任命するという一種の「代表民主制（代議制）」を採用していた。そして、宗務総長の職務については、「管長の命により宗務を執行し、運営上の責に任ずる」（本宗宗法33条1項）とか、「管長を補佐して宗務を統理」する（本宗規則17条2項）と規定され、管長に対し責任を負っている。

#### 2 伝統仏教教団における立憲制と民主制

##### （1）伝統仏教教団の組織機構と立憲制

以上のような宗務総長を含めた宗内の組織機構は、多少の差異はあるにせよ伝統仏教教団の大多数で採用されている。すなわち、一宗を統轄

監理し、最高の機関として総覧する管長の下、これを補佐し、または執行機関たる性格を持つ内局、議決機関たる議会（教区代表会）、審査機関としての審査会、監査機関としての監査委員、そして宗機顧問や参議といった諮問機関が置かれており、これらの組織機構は、既に述べたように、明らかに立憲制を採用しており、立憲国家の政治機構に酷似している<sup>(27)</sup>が、管長、内局及び議会の相互関係により、さらに二つの類型に分類することができる。

第一の類型は、「立憲管長制」と名付けられるべきもので、一宗を統理する管長に対し、その宗務を補佐するものとして内局が置かれ、内局は宗務の執行について管長に対し責任を負う（補佐機関型内局<sup>(28)</sup>）。そして別に議会や審査会が置かれている組織形態である。これは国家の政治機構と比較すると、立憲君主制に酷似している。大多数の教団・宗団はこの制度を採用しているとされる<sup>(29)</sup>。

本宗も宗務総長選出方法は格別、前述の通り宗務総長率いる内局は管長を補佐して宗務を執行し、その責任を管長に対して負っている一方、教区代表会とは連帯して責任を負わない上、教区代表会の内局に対する不信任決議もそれに対する内局の教区代表会の解散権も宗制上認められていないので、組織機構はこの類型にあてはまる。

第二の類型は、立憲管長制がさらに民主化された組織機構で、内局の職権が拡大強化されたもので、「議院内局制」と名付けられるべきものである。管長は内局の助言または申達（進達）によってその職権を行使し、内局は宗務を総理し、連帯してその責任を議会に対して負う（執行機関型内局<sup>(30)</sup>）。

この類型は真宗大谷派や浄土真宗本願寺派が採用しているが、議会が内局に対する不信任決議を可決した場合及び信任決議を否決した場合は、内局は一定期間内に議会を解散するか総辞職するかを選択することが宗憲や宗法上規定されており（真宗大谷派宗憲49条、浄土真宗本願寺派宗法53条2項、36条3号）、この類型における管長、内局、議会の相互関係は、日本国憲法における天皇、内閣、国会の相互関係に酷似している

(31)。

(2) 制度改正の意義と課題—宗内の民主化と和合宗団変容の可能性—さて、既に見たように組織機構として、「立憲管長制」を採用しつつ、一種の「代表民主制」をとってきた本宗であるが、「立憲制」と「民主制」という観点から見て、今回の改正はどのように評価できるだろうか。

まず、前者の観点から見ると、今回の改正はもちろん管長と内局との宗務に関する関係性について変化を及ぼすものではないから—むしろ及ぼすなら組織上問題である—、これまで通りの「立憲管長制」という組織機構に変更はない。

一方、後者の観点から見ると、機構は様変わりすることになる。すなわち、選挙権や推薦人資格等の制限があるとはいえ、宗務総長選挙の新制度は管長選挙と同様、住職等の投票によって選出されるという宗内の「民主化」を実現させたといえる。これにより、これまでの「代表民主制」から、ともに各末寺の一票によって選ばれた執行機関の長たる宗務総長と各教区の代表である議決機関たる教区代表会が並列することになり、一種の「大統領制」へとシフトしたことになる。これは、後述する通り、立憲制の観点から見ても宗団の大きな変化を意味する。

このような執行（行政）権を有する機関の公選制は、わが国の統治機構としては、やはり一種の「大統領制」を採用する地方自治体の首長の選挙でしか認められていない（日本国憲法93条2項、地方自治法17条）上、少なくともわが国のほかの伝統仏教教団を見渡しても本宗が初めて実現させた。これにより、宗内の活性化や透明化、言論の自由等の保障が進む可能性が考えられ、その意義は素直に評価すべきである。首相公選制の声が上がっては雲散霧消する中で、日本の民主制という視点からも注目に値するであろう。

しかし、急激な民主化はリスクもまた伴う。管長の稟命の下、内局と教区代表会が議論の末、一致した施策を行う場合は、本宗の宗風である「一味和合」の精神に悖ることなく施策は実行されるであろう。しかし、もしともに公選で選ばれた宗務総長（内局）と教区代表会の多数派



との間で見解の一致を見ない場合、宗団が機能不全に陥る危険性はないとは限らない。

このような二つの「民意」からいわゆる「ねじれ」が発生することは、立憲制の視点からは、統治機構内の執行機関を拘束する法を制定する議決機関と議決機関の制定した法で統治を行う執行機関が緊張関係に陥っているととらえられる。このように宗内の民主化は、宗内の活性化や透明化、自由の保障に資すると思われる一方、「和合宗団」という宗風に変容をもたらす可能性を秘めていると思われる。そこで、次に今後の宗務総長（内局）と教区代表会の関係性について考えてみたい。

### 3 宗務総長（内局）と教区代表会の関係性—各国統治機構との比較を通じて—

#### （1）議院内閣制における議会と内閣

立憲制かつ民主制を採用する国において立法府と行政府の間に激しい対立が生じた際、一つの打開策として特に議院内閣制を採用する国において導入されているのが、立法府たる議会の行政府たる内閣に対する不信任決議と内閣の有する議会の解散権の行使—またはその反面としての内閣総辞職—である。

議院内閣制を採用する代表的な国はイギリスである。イギリスの議会は庶民院（House of Commons 下院）と貴族院（House of Lords 上院）の二院からなるが、非公選の貴族院に対し、公選の庶民院は解散がある。かつては解散の決定は事実上首相の意思により行われていた。しかし、2010年に保守党と自由民主党により発足したキャメロン連立政権は庶民院の任期を5年に固定し、⑦庶民院の解散は内閣不信任決議が可決され、その後政権について信任決議が14日以内にされない場合と①下院が3分の2以上の多数決で自主的な解散を決めた場合を除き行われなくとする「2011年議会任期固定法（Fix-term Parliaments Act 2011）」を制定した<sup>(32)</sup>。

わが国も議院内閣制を採用しているが、内閣の衆議院に対する解散権

に特に制約はなく、内閣不信任決議（日本国憲法69条）がなされていない場合でも、日本国憲法7条三号（天皇の国事行為）を根拠に解散することができるとするのが通説であり、慣行となっている<sup>(33)</sup>。

## （2）大統領制における議会と大統領

一方、大統領制における議会と行政権を有する大統領の関係はどのようなものか。

大統領制はアメリカに代表される制度だが、アメリカ合衆国憲法2条は大統領に執行権を付与していることから、大統領が単独で執行権を統括する。大統領は連邦議会の解散はできず、連邦議会も大統領を解任することができない<sup>(34)</sup>。ただし、反逆罪、収賄罪その他の重大な犯罪及び非違行為により弾劾され、有罪の判決を受けたときはその職を罷免される（アメリカ合衆国憲法2条4節）。この場合、連邦議会下院の過半数の賛成で訴追され（同1条2節5項）、上院が弾劾裁判を行う（同1条3節6項）<sup>(35)</sup>。

このように大統領制では行政府と立法府の厳格な分立がとられているのが典型であるが、例外もある。すなわち、フランスは大統領制を採用し、執行権は大統領に帰属しているものの、大統領により任命された首相も執行権を有する（半大統領制・双頭体制）<sup>(36)</sup>。そして大統領は、首相及び国会の国民議会（Assemblée nationale 下院）と元老院（Sénat 上院）の両院議長の意見を聞いた後、国民議会の解散することができる（フランス1958年憲法12条1項）。フランスでは第三共和制以降、議院内閣制に基づく政府が議会での政党間の抗争に翻弄される等不安定であった経験から、現在の第五共和制では執行権、特に大統領の権限が強化されたのである<sup>(37)</sup>。

また、一種の大統領制を採用するわが国の地方自治体でも議会が首長の不信任を議決したときは、その首長は不信任議決の通知を受けた日から10日以内に議会を解散することができ（地方自治法178条1項）、期間内に解散しないときや解散後初めて招集された議会でも再度不信任の議決があった場合、首長は失職する（同2項）。

### (3) 立憲制と和合の融合

今般の選挙制度改正により、教区代表会の宗務総長（内局）に対する不信任決議や宗務総長（内局）の教区代表会への解散権を制度化すべきかという問題提起は、教区代表から既にあがっているのも事実である<sup>(38)</sup>。

以上のような各国の統治機構を見た上で、宗務総長と教区代表会の関係をどのように考えるべきか。

この点につき、既に述べたように新しい制度を一種の大統領制とみるならば、あくまでも立憲主義の一態様である権力分立について厳格な分立を採用し、不信任決議や解散権は制度化しないことも、両者に職務上一層の緊張感を持たせるため不信任決議や解散権を制度化することも理論上は両方可能であることは、前記（Ⅲ 3（2））により理解いただけると思う。

しかし、本宗の組織機構はあくまで「立憲管長制」であり、宗務総長は教区代表会ではなく管長に責任を負うという点を重視するならば、それらの制度を使って先鋭的な対立をするよりも、いかにして機能不全から脱却するかという打開策を練ることこそが、一宗を統理する管長に対する補佐機関としての宗務総長と教区代表会の役割ではないだろうか。また、本宗が代表民主制を採用していた時も、和合を重視してかそれらの制度を明文化しなかったという歴史的経緯から見ても慎重な対応が肝要であろう。時を同じくして立憲主義と議院内閣制発祥の地イギリスで首相の解散権に対する大きな制約が課せられたのも偶然ではないように思われる。

西洋においては、その法思想の確立にあたってキリスト教が大きな役割を果たしたことは言うまでもない<sup>(39)</sup>。その西洋において生まれた立憲主義を具体化した権力分立は国家権力の一極集中を防ぎ、分散させた上で、各権力の担い手同士を「抑制と均衡（checks and balances）」の下におくことで権力をコントロールする制度である。この「抑制と均衡」という原理は、洋の東西は違えど、終局的には和合の思想に通じるものなのではないだろうか。

#### IV 結びにかえて

最後に一票の格差の問題を含め、残された課題について指摘しておく。

これまで見てきたように、本宗では、宗務総長選挙の選挙権については、他宗に比較して類を見ない程に拡大されることになった。しかし一方で、①既述の通り、議案議決権については各教区間で一票の格差が解消されていない、②宗務総長選挙については、投票機会の平等という面では大きく前進したが、全国が一つの選挙区となるため、各ブロック・教区の有権者数の規模により有利不利が発生する可能性がある（結果の不平等の可能性）、③非住職の教師の選挙権付与といった課題が残されたと思われる。また、関連して④組織機構における檀信徒の位置づけ（例えば、浄土真宗系諸宗団のように議決機関や執行機関への関与を認めるか）も問題になる可能性を有している。

いずれも大きな問題であるが、このうち、①、②については人口減少・過疎化が進行する中で教区制の再編も検討せざるを得ないような難問である。また、③について一言するならば、現行宗制では既述の通り非住職教師には教区長選挙のみ選挙権が認められている（被選挙権はもちろん認められていない）が、管長及び宗務総長選挙については選挙権が認められていない。住職・主管者・長老は宗費や総本山護持費等を一資金源はどうあれ一負担しているのに対し、昇補時の礼禄金—自分で支出した場合—等を除くと負担のない非住職教師に選挙権が認められないのはやむを得ないと思われる。平成22年実施の本宗総合調査では、非住職教師への総本山護持費賦課について、「住職等と同等の権利（選挙権等）が付与されるなら賛成」としたのは回答者全体の22.6%にとどまっております（無条件で賛成21.8%、反対28.0%、わからない24.2%）<sup>(40)</sup>、議論はまだ深まっているとは言えない状況である。

和合重視の宗風と一度動き始めた民主化の歯車をどう調和させるか、議論はまだ始まったばかりである。

## 註

- (1) 立憲主義とは、人間が意識的に権力保持者による権力濫用を阻止し、権力名宛人の利益を守るべく、政治権力を分割統制するルールによって国家を運営しようとする考え方であり、近代においては、近代市民革命を契機に個人の天賦の権利（自然権＝人権）が国家の基本法としての成文の憲法典によって確認され、さらに自然権の保障のために政治権力の濫用を阻止する必要性から権力分立制という統治構造が採用され、国民の国政参加への道が開かれた（佐藤幸治『日本国憲法論』5頁以下（成文堂、2011）参照）。
- (2) 民主主義とは、国政は国家の構成員である国民の意思に従って行われなければならないとの基本的考え方の下に、国民の参政権をできるだけ広く認めようとする原理である（法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典』〔第4版〕1095頁（有斐閣、2012））。国民の自由の確保は、国民の国政への積極的な参加が確立している体制ではじめて現実のものとなり、民主主義はすべての国民の自由と平等が確保されてはじめて開花する関係にあることから、立憲主義と民主主義は密接に結びついている（芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法〔第六版〕』17頁（岩波書店、2015））。
- (3) 大宮荘策『宗教法の研究』759頁（八千代出版、1974）。
- (4) 平野武『西本願寺寺法と「立憲主義」—近代日本の国家形成と宗教組織—』12頁以下、193頁以下（法律文化社、1988）。同書は、西本願寺における寺法制定について、「立憲主義」の視点から分析した有益な先行研究である。もっとも、平野教授はイギリス型の（実質的法治主義（＝法の支配）を内容とする）立憲主義に影響を受けた西本願寺寺法における立憲主義をドイツ・プロイセン型の（形式的法治主義を内容とする）立憲主義に影響を受けた大日本帝国憲法と単純に比較してその優位性を誇ることはあまり意味があることではなく（同書200頁）、国家と宗教の相互影響性という点でも、同寺法制定に際し国家権力側が関心を持ち、介入をしたのに対し、わが国において宗教が国家に与えた影響は、西洋諸国に比較して、「一般にはそれ程大きなものではなかったように思われる」と述べる（同書11頁以下）。
- (5) 真言宗智山派「教区代表懇談会—選挙制度に関する特別委員会最終報告について—議事録」『宗報増刊61号 119次定期教区代表会特集号』81頁以下〔馬場修任特別委員会委員長発言〕（真言宗智山派宗務庁、2015）。
- (6) 真言宗智山派「113次定期教区代表会本会議議事録」『宗報増刊55号 113次定期教区代表会特集号』75頁以下（真言宗智山派宗務庁、2012）。
- (7) 真言宗智山派・前掲注（6）76頁。
- (8) 真言宗智山派『宗報』740号10頁以下（真言宗智山派宗務庁、2012）。また、小

## 真言宗智山派宗務総長選挙制度改正についての考察

- 宮宗務総長を選出した前述の宗務総長選挙の際、特に候補者の一名から立会演説会了解の条件として選挙制度見直しについての強い要請があった（真言宗智山派・前掲注（5）82頁〔馬場特別委員長発言〕）。
- (9) 真言宗智山派「114次定期教区代表会本会議議事録」『宗報増刊56号 114次定期教区代表会特集号』62頁（真言宗智山派宗務庁、2013）。同議事録・4頁〔馬場修任運営委員会委員長発言〕参照。
  - (10) 真言宗智山派「115次定期教区代表会本会議議事録」『宗報増刊57号 115次定期教区代表会特集号』13頁（真言宗智山派宗務庁、2013）。
  - (11) 真言宗智山派・前掲注（5）82頁〔馬場特別委員長発言〕。
  - (12) 真言宗智山派・前掲注（5）82頁以下〔馬場特別委員長発言〕。
  - (13) 真言宗智山派・前掲注（5）83頁〔馬場特別委員長発言〕。
  - (14) 真言宗智山派・前掲注（5）83頁〔馬場特別委員長発言〕。
  - (15) 真言宗智山派・前掲注（5）87頁以下〔飯島俊勝教区代表懇談会座長（教区代表会議長）発言〕。もっとも、所化である住職等が一宗最高の依止師である能化（管長）を選ぶことへの疑問を提し、一宗公選の見直しを指摘する見解も存在する（真言宗智山派「121次定期教区代表会本会議議事録」『宗報増刊63号 121次定期教区代表会特集号』64頁以下〔竹内隆智代表発言〕（真言宗智山派宗務庁、2016））。
  - (16) 真言宗智山派・前掲注（5）88頁〔飯島座長発言〕。
  - (17) 真言宗智山派「119次定期教区代表会本会議議事録」『宗報増刊61号 119次定期教区代表会特集号』64頁〔馬場運営委員長発言〕（真言宗智山派宗務庁、2015）。
  - (18) 真言宗智山派・前掲注（5）83頁以下の各教区代表の発言参照。
  - (19) 真言宗智山派・前掲注（17）68頁〔馬場特別委員長発言〕。
  - (20) 真言宗智山派・前掲注（17）68頁以下。
  - (21) 真言宗智山派・前掲注（15）4頁〔小宮一雄宗務総長演説〕。
  - (22) 真言宗智山派・前掲注（15）30頁以下〔芙蓉良英総務部長提案理由説明〕。
  - (23) 真言宗智山派・前掲注（15）40頁以下〔芙蓉総務部長提案理由説明〕。これまでブロックは宗費基準査定委員会規程9条2項に規定されているのみであった。
  - (24) 真言宗智山派・前掲注（15）57頁以下。
  - (25) 真言宗智山派『宗報』785号70頁以下（真言宗智山派宗務庁、2016）。
  - (26) これは各教団の歴史的経緯や慣習を重視するとともに、日本国憲法20条の信教の自由や政教分離からの帰結といえる。
  - (27) 大宮・前掲注（3）同頁。
  - (28) 大宮・前掲注（3）819頁。

- (29) 大宮・前掲注(3)同頁。
- (30) 大宮・前掲注(3)819頁。
- (31) 大宮・前掲注(3)同頁以下。
- (32) 河島太朗「イギリスの2011年議会任期固定法」外国の立法254号4頁以下(2012)、初宿正典編『レクチャー比較憲法』13頁以下〔上田健介〕(法律文化社、2014)。
- (33) 芦部・前掲注(2)334頁。
- (34) 君塚正臣編『比較憲法』112頁〔大林啓吾〕(ミネルヴァ書房、2012)。
- (35) 初宿編・前掲注(32)45頁〔岸野薫〕。
- (36) 初宿編・前掲注(32)75頁〔井上武史〕。
- (37) 初宿編・前掲注(32)67頁以下〔井上〕。
- (38) 真言宗智山派・前掲注(5)107頁〔三富良晴代表発言〕、真言宗智山派・前掲注(15)37頁〔楠宗融代表発言〕。
- (39) 三島淑臣『法思想史〔新版〕』129頁以下参照(青林書院、1993)。
- (40) 真言宗智山派『平成22年度実施真言宗智山派総合調査集計結果』54頁(真言宗智山派宗務庁、2011)。なお、課題①については、教区代表会の議決権が各教区に一票であることについて、妥当35.8%、改善すべき36.7%、わからない25.6%であった(同書同頁)。

〈キーワード〉真言宗智山派 選挙制度改正 宗務総長 教区代表会 立憲主義  
民主主義

